

旭川市福祉有償運送運営協議会について

～ 福祉有償運送とは？運営協議会との関係 ～

自家用自動車（白ナンバー）による有償運送は原則として禁止されていますが、バスやタクシー事業によって十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合に限り、市町村や NPO 等の有償運送を認める自家用有償旅客運送の登録制度が平成 18 年に創設されました。

この自家用有償旅客運送のひとつが、「福祉有償運送」です。

「福祉有償運送」の新規・更新・変更の登録については、道路運送法施行規則第 51 条の 7 第 1 項第 1 号に規定される「地域公共交通会議等」において協議を整えることとされています。

この「地域公共交通会議等」が、本協議会です。

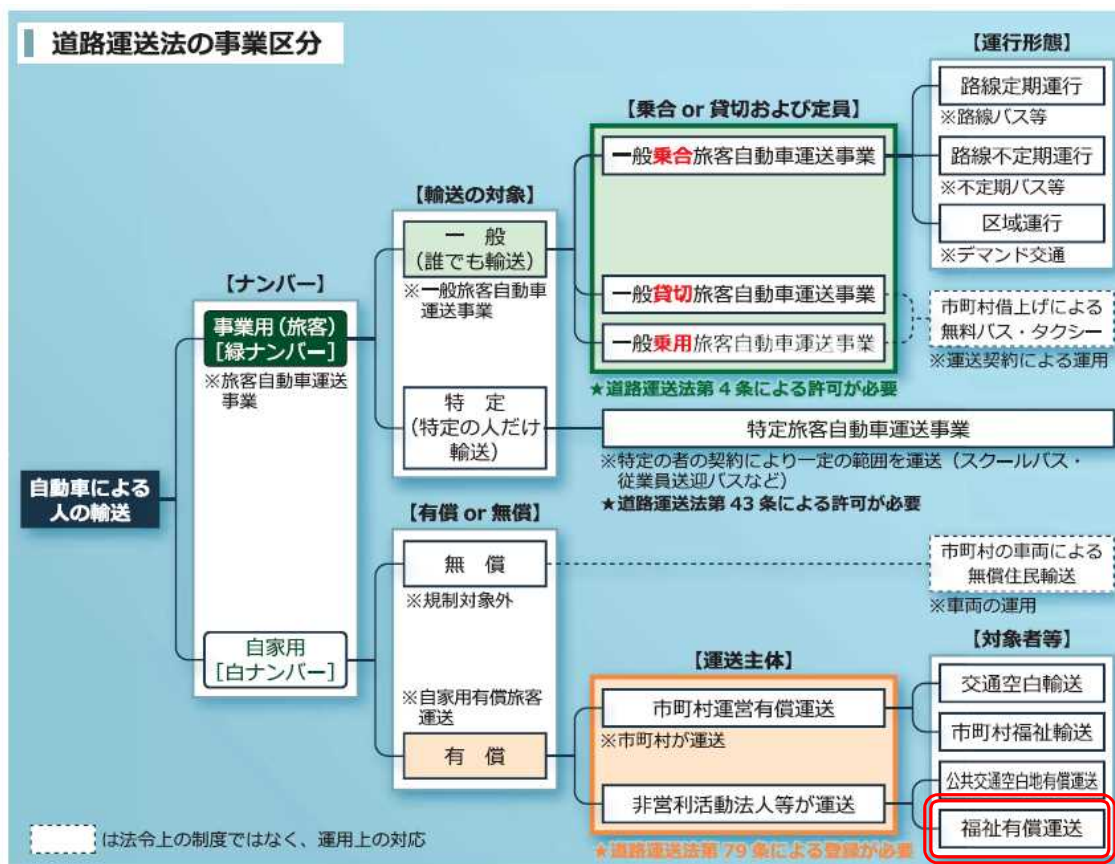
福祉有償運送

○タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる会員登録を行ったものに対して、外出の支援のために NPO 法人等が行う輸送サービス

態様：会員登録制

車両：定員 10 人以下

旅客：タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる者(対象とする身体状況等は運営協議会で確認)



～ 運営協議会の役割 ～

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価、その他の福祉有償運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとされています。

～ 協議の要点 ～

委員の皆様におかれましては、お手元の資料のほか申請者からの説明を参考に、次の要点について協議いただきますようお願いします。

1 福祉有償運送の必要性について

地域における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは…

- (1) 事業者等による福祉輸送サービスが実施されていない（直ちにされる予定にない）
- (2) 事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対し供給量が不足している

地域の実情に応じて適切に判断することが原則

ポイント！

旭川地域においては、(1) は事業者等により既に実施されていることから、(2) について資料4及び資料5を元に協議を行います。



2 旅客から収受する対価に関する事項

適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものか…

ポイント！

平成18年9月15日付け国自旅第144号通達2(3)①に示された具体例を元に協議を行います。

- ・ 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- ・ 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- ・ 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

3 その他の福祉有償運送を実施するにあたり必要となる事項

道路運送法施行規則に定める要件が確保されているか…

ポイント！

旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領（参考2）第2条において、協議は、事務局があらかじめ作成した運送団体要件確認表（資料6）に従って行うものとしています。

☆運送団体要件確認表の作成にあたり、要領第3条～第12条に規定する内容について、登録団体に書面を提出させる等の方法で要件が確保されているかを事務局が事前に確認しています。